株 主 各 位

第15回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

第15回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「主要な事業内容」、「主要な営業所」、「主要な借入先及び借入額」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「新株予約権等に関する事項」、「責任限定契約の内容の概要」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、「株式会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.boi.jp/）に掲載しております。

株式会社バンク・オブ・イノベーション

（証券コード：4393）

1．主要な事業内容（2020年９月30日現在）

スマートフォンアプリ関連事業

2．主要な営業所（2020年９月30日現在）

当社	本社：東京都新宿区
㈱バンク・オブ・インキュベーション	東京都新宿区

3．主要な借入先及び借入額（2020年９月30日現在）

借　　入　　先	借　入　残　高
株式会社静岡銀行	349,740千円
株式会社みずほ銀行	348,878千円
株式会社りそな銀行	311,112千円
株式会社きらぼし銀行	215,000千円
株式会社東日本銀行	179,780千円

(注) 2020年９月30日現在の借入残高が、１億円以上の金融機関を記載しております。

4．その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、2019年12月20日開催の第14回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

5．新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

		第７回新株予約権
新株予約権の数		7個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　7,000株
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		１株当たり　1,038円
権利行使期間		2018年11月１日から 2025年９月30日まで
主な行使条件		(注) 2
役員の保有状況	取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数　7個 目的となる株式数　7,000株 保有者数　1名
	社外取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数　—個 目的となる株式数　—株 保有者数　—名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数　—個 目的となる株式数　—株 保有者数　—名

(注) １．当社は、2018年４月28日付で普通株式１株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記新株予約権は当該分割後の株式数及び価格に換算して記載しております。
２．新株予約権の主な行使条件は、次のとおりであります。
新株予約権者は、新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役、使用人又は顧問その他の継続的な契約関係にある者であることを要する。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

（2）当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

6．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役との間に会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することとしており、すべての社外取締役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

7．会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	26,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

8．業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

8－1．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

（1）取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 役職員の職務執行が、法令、定款及び社内規程等に適合することを確保するため、企業理念を制定し、役職員はこれをコンプライアンスの視点をもって遵守する。
② 取締役会は、経営判断に基づく重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行う。
③ 監査等委員会は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務執行を監査する。
④ 「内部通報規程」に基づき、通報窓口を設置する。
⑤ 取締役及び使用人の法令違反については、原因追究及び再発防止に努めるとともに、就業規則等に基づき、処罰の対象とする。
⑥ 「コンプライアンス規程」を制定し、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践する。
⑦ コンプライアンス委員会を設置し、関係法令を遵守する体制強化を図る。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 「文書管理規程」を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存・管理を行う。
② 「情報セキュリティ基本規程」を定め、情報資産の保護・管理を行う。
③ 「特定個人情報取扱規程」を定め、マイナンバーの保護・管理を行う。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 「リスク管理規程」を制定し、当社グループ全体の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
② リスク管理委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
③ 危機発生時には、担当部門の部門長は、委員長及び事務局に直ちに報告し、事務局は委員長の指示を受けて、リスク管理委員会を開催するものとする。

（4）取締役（監査等委員であるものを除く。以下本項において同じ。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役は、情報共有を密に行うことにより、効率的に職務を執行する。
② 「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
③ 取締役会を毎月１回以上定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

（5）当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、企業理念に基づき、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
② 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、各子会社の状況に応じて必要な管理を行う。また、各子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告を義務付ける。
③ 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督する。
④ 当社は必要に応じ、子会社に対して業務の監査を行う。

（6）監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会の求めに応じて、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、使用人を監査スタッフとして任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

（7）監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項

監査スタッフは、業務の執行に係る職位を兼務しないことにより独立性を確保し、その任命や解任、考課及び人事異動は、監査等委員会の同意を得たうえで決定するものとする。

（8）当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

① 監査等委員会は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、当社及び子会社の取締役（当社の取締役については監査等委員であるものを除く。以下本項において同じ。）及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
② 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令に違反する事実を発見した場合には、速やかに内部通報窓口（常勤監査等委員及び社外弁護士）に報告する。
③ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

（9）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員会は、法令に従い、過半数を社外取締役とし、公正かつ透明性を担保する。
② 監査等委員会又は常勤監査等委員は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
③ 監査等委員会又は常勤監査等委員は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
④ 監査等委員会又は常勤監査等委員は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の助力を得ることができる。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

① 信頼性のある財務報告を作成することが重要であることから、「財務報告に係る内部統制基本方針」を整備し、周知徹底を図る。
② 財務報告の作成過程において、虚偽記載及び誤謬が生じないよう実効性のある内部管理体制の整備及び運用を行う。

(11) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。
② 経営管理部を反社会的勢力対応部署とし、情報の一元管理を行うとともに、すべての使用人に「反社会的勢力対策規程」の周知徹底を行い、組織的に違法行為・不当要求へ対処する。
③ 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備している。

8－2．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値及び株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行について

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則として月１回の取締役会を開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また取締役会には、当社取締役の職務執行の監督機能強化を目的として選任された社外取締役３名が常時出席しており、様々な意見交換が行われております。

なお、当事業年度において取締役会は13回開催されたほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が４回ありました。

（2）リスクマネジメント体制について

当社グループは、様々なリスクを一元的に俯瞰し、リスクの軽減と予防の推進、またリスクが発生した場合は迅速かつ的確に対処を行うことを目的として定めている「リスク管理規程」に基づき、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。また、取締役会だけではなく、原則週２回開催される当社の経営会議やリスク管理委員会においても、当社グループの事業を取り巻くさまざまなリスクに対して的確な管理を実施しております。

（3）コンプライアンス体制について

当社グループは、新たに入社した使用人に対し、コンプライアンス研修を実施しております。また、取締役及び使用人がコンプライアンスを正しく理解し実践していくために、ハラスメント防止、個人情報・機密情報管理等に関する研修を継続的に実施するとともに、「コンプライアンス行動規範」及び「コンプライアンスマニュアル」を作成し、適時見直しを行いながら周知徹底に取り組んでおります。さらに問題の早期発見・未然防止を図るため、「内部通報規程」に基づき、常勤監査等委員（社内窓口）及び社外弁護士（社外窓口）を通報相談窓口として設置しております。なお、当事業年度において発生した内部通報案件はありません。

（4）子会社経営管理について

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、連結対象である子会社と経営管理契約書を締結し、経営管理部が子会社の経営管理体制の整備及び統括を実施しており、子会社の財務状況やその他の業務上の重要な事項等については、子会社からの報告によって把握しております。また、子会社の監査は、当社の「内部監査規程」に準じて内部監査担当が実施し、業務運営の適正性を確保しております。

（5）監査等委員会について

監査等委員会は、社外取締役３名で構成されており、監査等委員会で策定された監査方針並びに監査計画に基づいて、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。また、常勤監査等委員は、内部監査室と定期的にミーティングを行い、内部監査の実施状況及び監査結果について報告を受け、社内各部署及び子会社の監査にあたり、内部監査室と連携して、取締役及び使用人からの事情の聴取、書類の閲覧及び実地調査等を行っております。

９．株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年10月1日　至 2020年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	480,242	457,682	566,153	△99,980	1,404,097	1,404,097
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	10,701	10,701			21,402	21,402
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△74,581		△74,581	△74,581
自己株式の取得				△94,035	△94,035	△94,035
当期変動額合計	10,701	10,701	△74,581	△94,035	△147,214	△147,214
当期末残高	490,943	468,383	491,571	△194,015	1,256,883	1,256,883

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数　　1社

連結子会社の名称　　株式会社バンク・オブ・インキュベーション

当連結会計年度において、株式会社バンク・オブ・インキュベーションを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

（2）持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

（3）会計方針に関する事項

① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法によります。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～3年
工具、器具及び備品	5年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

② その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．追加情報

会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症については、2020年5月の緊急事態宣言解除以降、「新しい生活様式」のもと、社会経済の活動レベルの段階的引き上げが行われておりますが、収束の兆しは一向に見えておりません。当社グループでは2021年9月期にかけて感染拡大の収束及

び経済状況の本格的な回復がなされるという仮定に基づき、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性などの見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、影響の長期化によって上述の仮定が見込まれなくなった場合には、将来において損失が発生する可能性があります。

3．連結貸借対照表に関する注記

（1）担保に供している資産

資金決済に関する法律に基づき、次のとおり供託しております。

現金及び預金	27,200千円
計	27,200千円

（2）有形固定資産の減価償却累計額

建物	8,205千円
工具、器具及び備品	16,594千円
合計	24,799千円

（3）当座貸越契約及びコミットメントライン契約（借手側）

当社は、運転資金の効率的な調整を行うため取引銀行２行とコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	600,000千円
借入実行残高	―千円
差引額	600,000千円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	3,924,000株	27,000株	―	3,951,000株

(変動事由の概要)

ストック・オプションの権利行使による増加　27,000株

（2）当連結会計年度末における新株予約権に関する事項（行使期間の初日が到来していないものを除く。）

内　　訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
第７回新株予約権	普通株式	7,000株
第８回新株予約権	普通株式	4,000株

５．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

①　金融商品の状況に関する取組方針

当社グループは、スマートフォンアプリ関連事業を行うための事業計画に照らして、必要資金を主に金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当社は、デリバティブ取引を行っておりません。

②　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、事務所の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払金は、全て１年以内の支払期日であります。

借入金は運転資金の調達を目的としたものであり、一部を除いて変動金利による調達のため、金利変動リスクに晒されております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

ａ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権等については、担当部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに債権の期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ｂ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）

担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤　信用リスクの集中

2020年９月30日における営業債権のうち88.0％が特定の大口決済代行事業者に対するものであります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

2020年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	2,483,665	2,483,665	―
(2) 売掛金	367,898	367,898	―
(3) 敷金及び保証金（※１）	66,395	66,395	△0
資産計	2,917,959	2,917,959	△0
(1) 未払金	161,982	161,982	―
(2) 長期借入金（※２）	1,528,919	1,521,650	△7,268
負債計	1,690,901	1,683,632	△7,268

（※１）連結貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。

（※２）１年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

時価の算定は、合理的に見積もった敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

負　債

(1) 未払金

すべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注２) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,483,665	―	―	―
売掛金	367,898	―	―	―
敷金及び保証金	―	66,395	―	―
合計	2,851,564	66,395	―	―

(注３) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	528,372	339,261	301,176	233,280	126,830	―
合計	528,372	339,261	301,176	233,280	126,830	―

６．１株当たり情報に関する注記

(１) １株当たり純資産額　　327円97銭

(２) １株当たり当期純損失 (△)　　△19円34銭

７．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自 2019年10月1日　至 2020年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	480,242	457,682	457,682	566,153	566,153	△99,980	1,404,097	1,404,097
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	10,701	10,701	10,701				21,402	21,402
当期純利益				6,286	6,286		6,286	6,286
自己株式の取得						△94,035	△94,035	△94,035
当期変動額合計	10,701	10,701	10,701	6,286	6,286	△94,035	△66,346	△66,346
当期末残高	490,943	468,383	468,383	572,439	572,439	△194,015	1,337,751	1,337,751

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年４月１日以後に取得した建物附属設備については、定額法によります。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～３年
工具、器具及び備品	５年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

（2）その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度において、営業外収益に区分掲記しておりました「物品売却益」(当事業年度120千円) につきましては、当事業年度では重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めております。

3．追加情報

会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症については、2020年５月の緊急事態宣言解除以降、「新しい生活様式」のもと、社会経済の活動レベルの段階的引き上げが行われておりますが、収束の兆しは一向に見えておりません。当社では2021年９月期にかけて感染拡大の収束及び経済状況の本格的な回復がなされるという仮定に基づき、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性などの見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、影響の長期化によって上述の仮定が見込まれなくなった場合には、将来において損失が発生する可能性があります。

4．貸借対照表に関する注記

（1）担保に供している資産

資金決済に関する法律に基づき、次のとおり供託しております。

現金及び預金	27,200千円
計	27,200千円

（2）有形固定資産の減価償却累計額

建物	8,205千円
工具、器具及び備品	16,594千円
合計	24,799千円

（3）当座貸越契約及びコミットメントライン契約（借手側）

当社は、運転資金の効率的な調整を行うため取引銀行２行とコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	600,000千円
借入実行残高	―千円
差引額	600,000千円

（4）関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

該当事項はありません。

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

出向者人件費負担金の受入額	38,117千円
営業取引以外の取引高	11,000千円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	58,635	60,039株	—	118,674株

(変動事由の概要)

2020年２月21日の取締役会決議による自己株式の取得　60,000株

単元未満株式の買取りによる増加　39株

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
前受金	47,610千円
減価償却超過額	14,451千円
一括償却資産償却超過額	5,853千円
敷金及び保証金	14,322千円
繰越欠損金	8,543千円
その他	881千円
繰延税金資産小計	91,662千円
評価性引当額	△115千円
繰延税金資産合計	91,547千円
繰延税金負債	
未払事業税	△1,257千円
繰延税金負債合計	△1,257千円
繰延税金資産純額	90,290千円

8．関連当事者との取引に関する注記

当社の子会社

種　類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科　目	期末残高(千円)
子会社	株式会社バンク・オブ・インキュベーション	所有 直接100.0%	経営の管理 役員の兼任 出向者の派遣	経営管理料の受取(注)	11,000	―	―

上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。
取引条件及び取引条件の決定方針等
(注) 経営管理料は、当社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定しております。

9．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　　349円07銭
（2）１株当たり当期純利益　　1円63銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。